

2011 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社みずほフィナンシャルグループ
代 表 者 名 取締役社長 塚本 隆史
本 店 所 在 地 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号
コード 番 号 8411 (東証第一部、大証第一部)

会 社 名 株式会社みずほコーポレート銀行
代 表 者 名 取締役頭取 佐藤 康博
本 店 所 在 地 東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号

会 社 名 農林中央金庫
代 表 者 名 代表理事理事長 河野 良雄
本 店 所 在 地 東京都千代田区有楽町一丁目 13 番 2 号

農林中央金庫とみずほ証券の業務協力分野の拡大・連携関係の強化 及び資本関係の継続に関する基本合意のお知らせ

株式会社みずほフィナンシャルグループ(取締役社長 塚本 隆史)、株式会社みずほコーポレート銀行(取締役頭取 佐藤 康博、以下「みずほコーポレート銀行」) 及びみずほ証券株式会社(代表取締役社長 横尾 敬介、以下「みずほ証券」) は、平成 23 年 4 月 28 日、みずほ証券の完全子会社化(以下「本件完全子会社化」) に関する株式交換契約を締結し、「みずほフィナンシャルグループの完全子会社であるみずほコーポレート銀行を通じた株式交換によるみずほ証券の完全子会社化に関するお知らせ」を公表しておりますが、農林中央金庫(代表理事理事長 河野 良雄、以下「農林中金」) とみずほコーポレート銀行は、本日、本件完全子会社化後に、農林中金とみずほ証券の業務協力分野の拡大・連携関係の更なる強化を図るとともに、みずほ証券と農林中金との間の資本関係を継続させることにつき、確定契約の締結に向けて協議を行うこととし、基本合意書を締結いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 資本・連携関係の概要

農林中金とみずほ証券は、平成16年3月のみずほ証券による農中証券の営業譲受、平成16年9月14日に締結した新株引受に関する契約に基づく農林中金からみずほ証券への資本参加により、資本関係とともに、証券業務分野における戦略的な連携関係を構築しております。

具体的には、みずほ証券において、系統金融機関を担当する系統営業部を設置し、有価証券関連運用商品を系統金融機関に提供しており、また、この他に、投資銀行業務における農林中金とみずほ証券の業務協力分野の拡大、連携の強化を図っております。

2. 基本合意書の内容

本日、農林中金及びみずほコーポレート銀行は、本件完全子会社化後に、農林中金とみずほ証券との間で業務協力分野の拡大・連携関係の更なる強化を図るとともに、みずほコーポレート銀行が有するみずほ証券株式の一部（本日現在において農林中金が保有するみずほ証券の議決権割合に相当する株数を予定）を農林中金に譲渡する方法その他の方法により、農林中金とみずほ証券の資本関係を継続させること（以下「本件取引」）を目的として、本件完全子会社化後の平成23年9月1日に、その具体的な内容・方法その他の本件取引に関して必要な事項について規定する法的拘束力のある一連の契約を締結することに向けて協議すること等について合意に至り、基本合意書を締結しました。

以 上

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表から12時間を経過するまでは、みずほ証券株式会社の株券等の買付け等が規制される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、農林中央金庫、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほコーポレート銀行は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。